

議 第 2 5 号 議 案

労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書の提出  
について

労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書を別紙のとおり、  
富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年12月14日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書を地方自治法  
第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書

政府は、反対の声が強い高度プロフェッショナル制度及び裁量労働制の対象業務拡大をセットにした「残業代ゼロ」法案と、罰則付きの残業時間の上限を設けた、長時間労働を是正する残業時間の上限規制法案を一本化し、「働き方改革」関連法案として提出し成立を目指している。

労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規制を取り払う高度プロフェッショナル制度は、8時間労働制が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出ないこととなり、過労死しても自己責任とされてしまうなど、長時間労働を助長することになることは明白である。また、裁量労働制の対象業務拡大は、労働者を時間と体力の限界を超えて働かざるを得ない立場に追い込みかねない。

また、残業時間の上限規制の法制化は画期的だが、これまでの月45時間、年間360時間を原則としつつ、繁忙期には特例で年間720時間を認め、2～6カ月の平均で休日労働を含めて月80時間、1カ月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めており、これは、過労死ラインの残業も容認し、長時間残業を助長しかねない。

さらに、「働き方改革」関連法案は、労働時間の規制のあり方や雇用形態別の違いによる待遇格差に関する法規制、雇用対策に関する国の基本政策の見直しといった重要テーマからなる8法案を一本化するものであり、法案ごとに丁寧に審議されるべきである。

「働き方改革」関連法案は、「企業にとって柔軟な働き方」、「企業にとっての生産性向上」という視点が前面に出ており、労働者の長時間・過密労働を抑制し、生活時間をどう確保するかという視点が極めて弱い。痛ましい過労死や過労自殺が相次ぎ、重大な社会問題となっている我が国においては、すべての労働者が、健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら、健やかに働き続けられるよう、長時間・過密労働を規制する法整備こそ求められている。労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」を実現するため、労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や「休息時間規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入すべきである。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、誠実に対応されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 伊達忠一様  
内閣総理大臣 安倍晋三様  
厚生労働大臣  
働き方改革担当 加藤勝信様